

第 8 期北塩原村障がい福祉計画・第 4 期北塩原村障がい児福祉計画の方針について

1 計画策定の目的

現行の「第 7 期北塩原村障がい福祉計画」、「第 3 期北塩原村障がい児福祉計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）の計画期間が令和 8 年度までであることから、国から示される基本指針や障がい者を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえ、令和 9 年度からの計画を策定するものです。

○計画の名称及び期間

第 8 期北塩原村障がい福祉計画 : 令和 9～11 年度（3 か年計画）

第 4 期北塩原村障がい児福祉計画 : 令和 9～11 年度（3 か年計画）

H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
第 3 次北塩原村障がい者基本計画											
第 5 期北塩原村障がい福祉計画 第 1 期北塩原村障がい児福祉計画											
		見直し	第 6 期北塩原村障がい福祉計画 第 2 期北塩原村障がい児福祉計画								見直し
					見直し	第 4 次北塩原村障がい者基本計画					
					見直し	第 7 期北塩原村障がい福祉計画 第 3 期北塩原村障がい児福祉計画					
							見直し	第 8 期北塩原村障がい福祉計画 第 4 期北塩原村障がい児福祉計画			

2 計画の位置付け

名称及び根拠法令	概 要
第 4 次北塩原村障がい者基本計画 (障害者基本法第 11 条第 3 項) : 【義務】	・障がい者施策の基本的な事項を定める計画。 ・中長期の計画として障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は 6 年間。(R6～R11 年度) (自治体によって異なり、概ね 5 年～10 年程度)
第 8 期北塩原村障がい福祉計画 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項) : 【義務】	・障がい福祉サービス等について、国の基本方針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量等を定める計画。 ・国の基本指針に基づき、計画期間は 3 年間。(R9～R11 年度)

第4期北塩原村障がい児福祉計画 (児童福祉法第33条の20第1項): 【義務】	・障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量等を定める計画。 ・国の基本指針に基づき、計画期間は3年間。(R9～R11年度)
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画 (成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項):【努力義務】	・地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進に向けた計画。 ・国の基本指針に基づき、計画期間は概ね5年間。(R9～R13年度)

3 策定方針

(1) 「第4次北塩原村障がい者基本計画」(R6～R11年度)は、中間見直しを行います。

(2) 基本計画に内包される次の3計画は、一体的に策定します。

- ① 第8期北塩原村障がい福祉計画
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)
- ② 第4期北塩原村障がい児福祉計画(児童福祉法)
- ③ 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画
(成年後見制度の利用促進に関する法律)

(3) 法律の異なる計画ですが、国の基本指針に基づき一体的に策定します。

(4) 国の基本指針見直しの主な事項

◎「施設中心」から「地域中心」へ、「画一的支援」から「個別ニーズ対応」へ、
「平時のみ」から「災害時・有事も含めた切れ目ない支援」へ

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- ⑦ 障がい福祉サービスの質の確保等
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ⑨ 高次脳機能障がい者に対する支援

- ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
- ⑭ 障がい者等に対する虐待の防止等
- ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
- ⑯ 災害時における障がい福祉サービス提供の確保

4 今回特に注目される新しい論点

論 点	内 容
就労選択支援の推進	令和6年10月開始の新サービス。 利用者数を令和11年度に8万2,000人以上とする目標案
望まないセルフプランの解消	やむを得ずセルフプランとなっているケースをなくす方向
人材確保・生産性向上の新規明記	サービス量だけでなく担い手の維持を明確に位置付け
再入院率の指標化	精神障がいの地域定着を「退院後」の視点で評価
地域差・人口減少への対応	北塩原村のような中山間地域に直結する論点

5 北塩原村の計画策定に当たっての視点

国の指針見直しを踏まえ、村の計画では以下の視点が重要となります。

- (1) 小規模自治体ならではの体制確保：単独確保が難しいサービスは、近隣市町村・圏域（会津地域）との広域連携を検討
- (2) 相談支援体制の確保：相談支援専門員の確保、セルフプラン解消への取組
- (3) 障がい児支援の充実：児童発達支援・放課後等デイサービスの確保、インクルージョン推進
- (4) 人材確保策：福島県のワンストップ窓口や研修機会の活用
- (5) 災害時対応：村の地域防災計画との連動

6 計画の基本項目

第4次北塩原村障がい者基本計画・第8期北塩原村障がい福祉計画・第4期北塩原村障がい児福祉計画の基本項目は、次のとおりです。

- 第1章 計画策定の概要
- 第2章 村の障がい者の現状
- 第3章 新規の追加施策・施策の展開
- 第4章 令和11年度に向けた成果目標

第5章 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量

第6章 成年後見制度の利用促進

第7章 資料編

7 策定体制等

(1) アンケート調査

調査項目検討、対象者の抽出（障がい者手帳の所持者）

アンケート送付、結果の調査・分析

(2) 北塩原村障がい者自立支援協議会

保健・福祉の関係者、障がい当事者、教育関係者、障がい福祉サービス事業者等から構成される自立支援協議会の委員の意見を聴取しながら検討します。

(3) 村民意見の募集等

村の広報誌やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、村民意見（パブリックコメント）を募集します。

(4) 4町村広域（猪苗代町、磐梯町、湯川村、北塩原村）での障がい者自立支援協議会

保健・福祉の関係者、障がい当事者、教育関係者、障がい福祉サービス事業者等から構成される自立支援協議会の委員の意見を聴取しながら検討します。

(5) 庁議

庁内において、計画（案）について協議します。

(6) 村議会への説明

議会全員協議会において説明します。

(7) 公表

関係機関への送付、ホームページへ掲載します。

8 策定に係るスケジュール（案）

年月	内 容
令和8年 6月	アンケート調査対象者の抽出、アンケート調査項目の検討 アンケート調査
7月	アンケート調査結果の分析 サービス見込量等の検討（実績集計）

8 月	計画素案の作成
9 月	第 2 回会議開催案内通知発送
10 月	第 2 回会議開催 ・ 現行計画の現状・評価分析 ・ アンケート調査の結果報告 ・ 計画素案検討（概要版含む）
11 月	パブリックコメントの実施
12 月	第 3 回会議開催（4 町村広域） ・ パブリックコメント結果報告 ・ 計画案修正
令和 9 年 1 月	概要について、庁議への説明 計画案最終調整
2 月	議会への説明（全員協議会、R9 主要事業）、計画決定
3 月	計画書印刷、公表